

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	高額介護合算療養費（高額医療合算介護（予防）サービス費）支給に伴うシステム修正等について
----	--

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

- ◇第16条第1項本文（電子計算機による個人情報の処理開発、変更）
- ◇第17条第1項第4号（外部電子計算機との結合）

【報告】

- ◇第14条第1項（業務委託）

（担当部課： 健康部 医療保険年金課 国保給付係）

事業の概要

事業名	国民健康保険
担当課	健康部 医療保険年金課
目的	高額医療・高額介護合算療養費の給付
対象者	国民健康保険被保険者
事業内容	<p>①医療保険・介護保険の両方を利用する世帯の負担の解消を目的とした、医療費の給付。</p> <p>②医療保険と介護保険の両方の利用状況を把握し、高額介護合算療養費の支給対象者に勧奨通知を発送する。</p> <p>①、②を遂行するにあたり、東京都国民健康保険団体連合会に計算処理委託を行う。 それに伴い、国民健康保険給付システムを修正する。</p> <p>付属資料 1. 2. 3参照</p>

付属資料1

1 高額医療・高額介護合算制度

高額医療・高額介護合算制度は、毎年8月から翌年の7月までにかかった医療保険の自己負担額と介護保険の利用者負担額の1年間の合計額が高額になった場合に、医療保険と介護保険の両方を利用する世帯の負担がかかりすぎないように年間の限度額を定め、限度額を超えた金額を払い戻すものいう。

<限度額は以下のとおり>

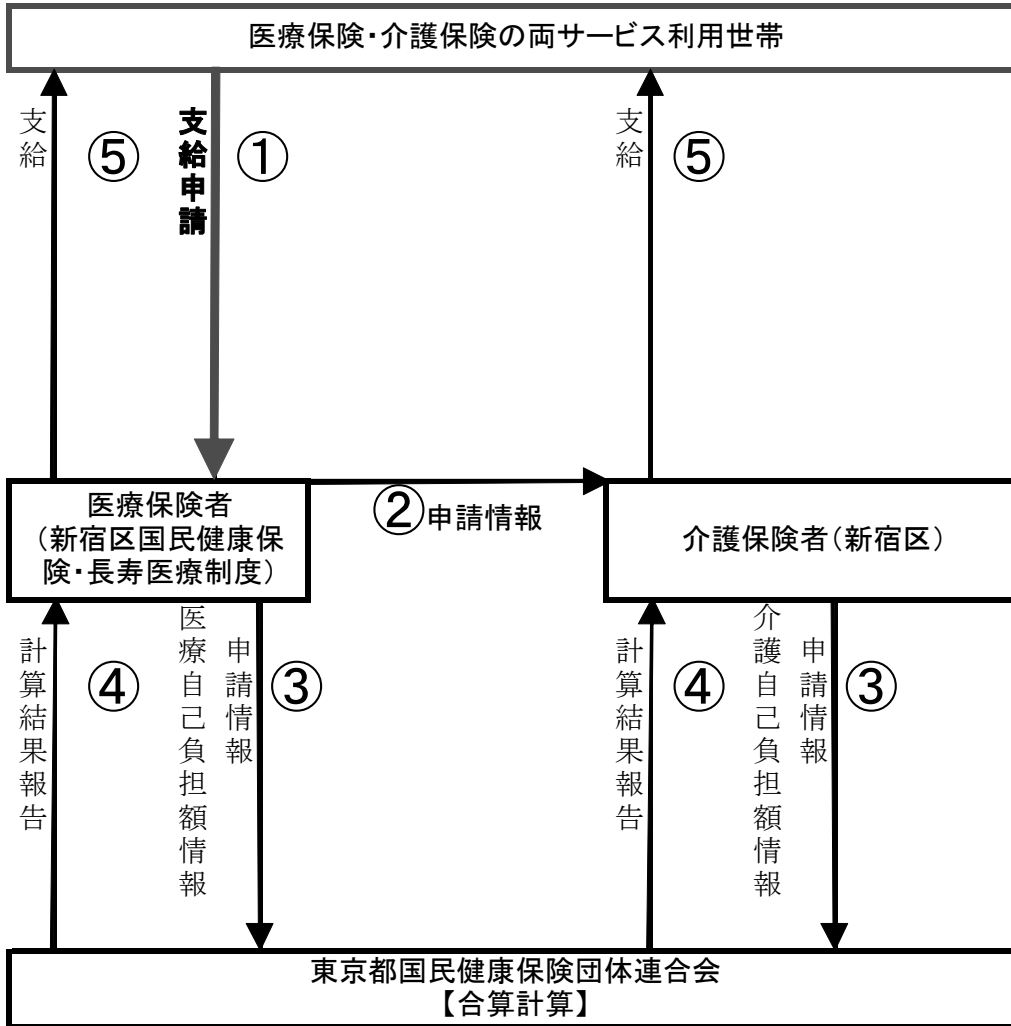
利用している 保険		長寿（後期高齢者） 医療制度と介護保険	被用者保険または国 民健康保険と介護保 険（70～74歳の方 がいる世帯）	被用者保険または国 民健康保険と介護保 険（70歳未満の方 がいる世帯）
所得の区分				
現役並所得の方		67万円（89万円）	67万円（89万円）	126万円（168万円）
一般の方		56万円（75万円）	56万円（75万円）	67万円（89万円）
低所得 の方	区分Ⅱ	31万円（41万円）	31万円（41万円）	34万円（45万円）
	区分Ⅰ	19万円（25万円）	19万円（25万円）	

*初年度は対象となる月が平成20年4月から平成21年7月までの16カ月になるため、カッコ内の金額となる。

付属資料2

事務手続きの流れ (東京都国民健康保険団体連合会に委託できる場合)

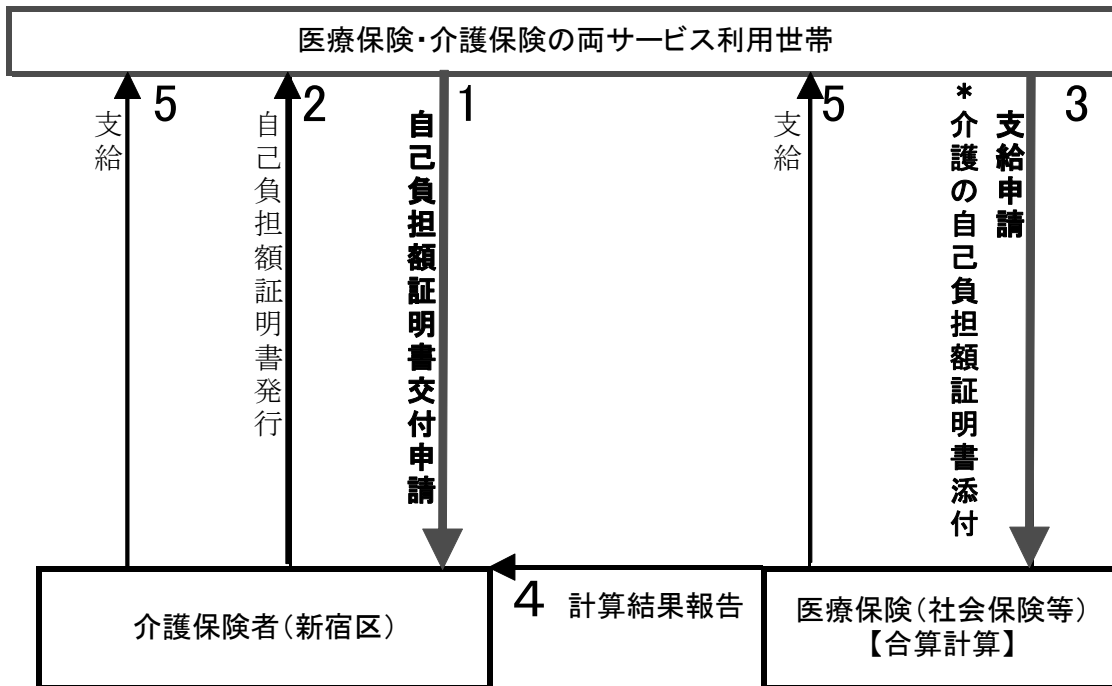
※ 国保連に計算事務を委託することで、申請者は医療保険者への申請を一度行うだけで、高額医療合算介護サービス費が、各保険者から支給されることとなる。



付属資料3

事務手続きの流れ (東京都国民健康保険団体連合会に委託できない場合)

※ 申請者は、まず介護保険者に自己負担額証明書の交付申請をし、発行を受けた証明書を添付して、さらに医療保険者へ申請を行う。



件名 高額介護合算療養費支給に伴うシステムの変更(追加)について

保有課(担当課)	健康部 医療保険年金課
登録業務の名称	国民健康保険
記録される情報項目(だれの、どのような項目が、どこのコンピュータに記録されるのか)	<ol style="list-style-type: none"> 1 個人の範囲 国民健康保険被保険者 2 記録項目 別紙のとおり 3 記録するコンピュータ ホストコンピュータ
新規開発・追加・変更の理由	国民健康保険(国民健康保険法第57条の3)における高額介護合算療養費の支給を行うにあたり、東京都国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という)へ支給計算を委託する。そのため、国保連との情報送受信等、介護合算療養費情報の管理を行うことが必要となる。
新規開発・追加・変更の内容	<p>連合会に支給計算事務を委託するに伴い、ホストコンピュータの国保給付情報システムの仕様変更・新規作成が必要となる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国保連に自己負担額情報を提供するため、国保連指定の書式でファイルを新規に作成する必要がある。情報政策課に依頼して、国保給付(高額)情報システムのデータベース等を加工して、国保連指定のファイルを作成する。 2. 国保連から納品(伝送)される、支給計算内容の磁気媒体(情報)を加工するため、現行の国保給付情報システムの修正が必要となる。
開発等を委託する場合における個人情報保護対策	
新規開発・追加・変更の時期	審議会承認後

別紙

<現在>

被保険者情報

被保険者記号番号、世帯区分、証交付日、証回収日、新旧記号番号及び変更日、資格証開始日、資格証終了日、資格取得、資格喪失、高額・高齢区分、カナ世帯主名、漢字世帯主名、郵便番号、住所、個人番号、生年月日、性別、マル学・マル遠区分、カナ氏名、漢字氏名

診療報酬明細書内容

保険者番号、医療機関コード、請求点数、薬剤一部負担金、一部負担金、診療日数、診療実日数、診療年月日、市区町村番号、受給者番号、都道府県番号、点数表、保険種別、氏名(本人・家族・人外)、整理番号、性別、元号、生年、記号、番号

<追加>

被保険者情報

支給申請書整理番号、保険制度コード、所得区分、70歳以上の者に係る所得区分、自己負担証明書整理番号、異動区分、補正済自己負担額送付区分、対象年度、対象計算期間、被保険者期間、申請年月日、各月の自己負担額、各月の70～74歳の者に係る自己負担額、各月の高額療養費支給額(70歳未満)、各月の高額療養費支給額(70～74歳)、自己負担額年度合計、70～74歳の者に係る自己負担額年度合計、宛先氏名、宛先住所、証明書発行年月日、証明書発行者名、証明書発行者住所、問合せ先住所、問合せ先名称、問合せ先電話番号、計算結果送付先住所、計算結果送付先名称、計算結果送付先電話番号

件名 高額介護合算療養費支給に伴う外部結合について

保有課(担当課)	健康部 医療保険年金課
登録業務の名称	国民健康保険
結合される情報項目(だれの、どのような項目か)	被保険者情報及び被保険者の診療報酬明細書 詳細は、別紙のとおり
結合の相手方	東京都国民健康保険団体連合会(国保法第83条から第90条)
結合する理由	被保険者の高額療養費自己負担額等の情報(以下「自己負担額情報」という。)を東京都国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という。)のサーバーと区の専用パソコンとを結合して、高額介護合算療養費の支給計算を国保連で行うため。
結合の形態	情報政策課において、自己負担額情報をデータ化し、医療保険年金課に設置している既存の公衆専用回線により、送受信する。
結合の開始時期と期間	審議会承認後 以降継続
情報保護対策	「新宿区個人情報保護条例」、「新宿区情報セキュリティ規則・対策基準」及び「新宿区医療保険年金課における情報セキュリティ実施手順」を遵守し、以下の措置を講ずる。 1 送信する交換情報ファイルは暗号化する。 2 システムについては、不正アクセスを防ぐファイアウォールを設ける。また、ウイルス対策ソフトを導入し、システム及びデータの保護を図る。 3 小型電算の利用は、該当事務を行う職員を限定するとともに、システムの起動については、パスワードでの確認措置をとり、担当職員以外の者による起動はできないものとする。

	<ol style="list-style-type: none">4 システムを操作する職員には、個人情報保護及び管理を十分確認するよう研修・指導を実施する。5 伝送化に使用するパソコンは、インターネットや庁内ランシステムとの結合は行わない。 <p>・国保連の講じている保護措置</p> <ol style="list-style-type: none">1 回線番号による所在チェックを行う。2 ユーザーID、パスワードによる利用者チェックを行う。3 送信する交換情報ファイルは暗号化する。4 ファイアウォールによる外部者侵入の阻止を図る。5 「東京都国民健康保険団体連合会個人情報の保護に関する規則」及び「東京都国民健康保険団体連合会電子計算処理データ保護管理規程」を厳守する。
--	---

別紙

<現在>

被保険者情報

被保険者記号番号、世帯区分、証交付日、証回収日、新旧記号番号及び変更日、資格証開始日、資格証終了日、資格取得、資格喪失、高額・高齢区分、カナ世帯主名、漢字世帯主名、郵便番号、住所、個人番号、生年月日、性別、マル学・マル遠区分、カナ氏名、漢字氏名

診療報酬明細書内容

保険者番号、医療機関コード、請求点数、薬剤一部負担金、一部負担金、診療日数、診療実日数、診療年月日、市区町村番号、受給者番号、都道府県番号、点数表、保険種別、氏名(本人・家族・人外)、整理番号、性別、元号、生年、記号、番号

<追加>

被保険者情報

支給申請書整理番号、保険制度コード、所得区分、70歳以上の者に係る所得区分、自己負担証明書整理番号、異動区分、補正済自己負担額送付区分、対象年度、対象計算期間、被保険者期間、申請年月日、各月の自己負担額、各月の70～74歳の者に係る自己負担額、各月の高額療養費支給額(70歳未満)、各月の高額療養費支給額(70～74歳)、自己負担額年度合計、70～74歳の者に係る自己負担額年度合計、宛先氏名、宛先住所、証明書発行年月日、証明書発行者名、証明書発行者住所、問合せ先住所、問合せ先名称、問合せ先電話番号、計算結果送付先住所、計算結果送付先名称、計算結果送付先電話番号

別紙(業務委託等)

◇電子計算機による個人情報の処理委託、重要な個人情報の提供を伴う委託(第14条第1項)・・・報告事項

件名 高額介護合算療養費支給に伴う計算処理の委託について

保有課(担当課)	医療保険年金課
登録業務の名称	国民健康保険
委託先	東京都国民健康保険団体連合会
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	別紙のとおり
処理させる情報項目の記録媒体	電磁的媒体
委託理由	国民健康保険(国民健康保険法第57条の3)における高額介護合算療養費の支給を行うにあたり、東京都国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という)へ支給計算を委託する。国保連は、介護保険レセプト情報、国保レセプト情報の両方を保持しており、事務処理の迅速化、効率化が可能である。
委託の内容	国民健康保険と介護保険の情報を突合し、高額介護合算療養費の支給対象者の抽出、支給額計算を行い、結果を各保険者へ提供する。
委託の開始時期及び期限	審議会承認後以降継続
委託にあたり区が行う情報保護対策	1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。
受託事業者に行わせる情報保護対策	1 個人情報保護に係る規程により、個人情報の保護に係る。 2 「東京都国民健康保険団体連合会個人情報の保護に関する規則」及び「東京都国民健康保険団体連合会電子計算処理データ保護管理規程」を厳守する。

別紙

<現在>

被保険者情報

被保険者記号番号、世帯区分、証交付日、証回収日、新旧記号番号及び変更日、資格証開始日、資格証終了日、資格取得、資格喪失、高額・高齢区分、カナ世帯主名、漢字世帯主名、郵便番号、住所、個人番号、生年月日、性別、マル学・マル遠区分、カナ氏名、漢字氏名

診療報酬明細書内容

保険者番号、医療機関コード、請求点数、薬剤一部負担金、一部負担金、診療日数、診療実日数、診療年月日、市区町村番号、受給者番号、都道府県番号、点数表、保険種別、氏名(本人・家族・人外)、整理番号、性別、元号、生年、記号、番号

<追加>

被保険者情報

支給申請書整理番号、保険制度コード、所得区分、70歳以上の者に係る所得区分、自己負担証明書整理番号、異動区分、補正済自己負担額送付区分、対象年度、対象計算期間、被保険者期間、申請年月日、各月の自己負担額、各月の70～74歳の者に係る自己負担額、各月の高額療養費支給額(70歳未満)、各月の高額療養費支給額(70～74歳)、自己負担額年度合計、70～74歳の者に係る自己負担額年度合計、宛先氏名、宛先住所、証明書発行年月日、証明書発行者名、証明書発行者住所、問合せ先住所、問合せ先名称、問合せ先電話番号、計算結果送付先住所、計算結果送付先名称、計算結果送付先電話番号

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 3 乙は、業務に関して知り得た情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(適正な管理)

- 4 乙は、業務に関する情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 5 乙は、業務を行うため甲から貸与された情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(再委託の禁止)

- 6 乙は、業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、個人情報を除いた情報に係る業務については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(資料等の返還等)

- 7 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

(業務に関する報告)

- 8 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する報告を行うものとする。

(監査)

- 9 乙は、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従業員に対する教育)

- 10 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施しなければならない。

(事故発生時等における報告)

- 11 乙は、業務上の事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

- 12 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

- 13 乙は、第1項から第11項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。